

大口町告示第 30 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第 19 号）第 1 条第 1 項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

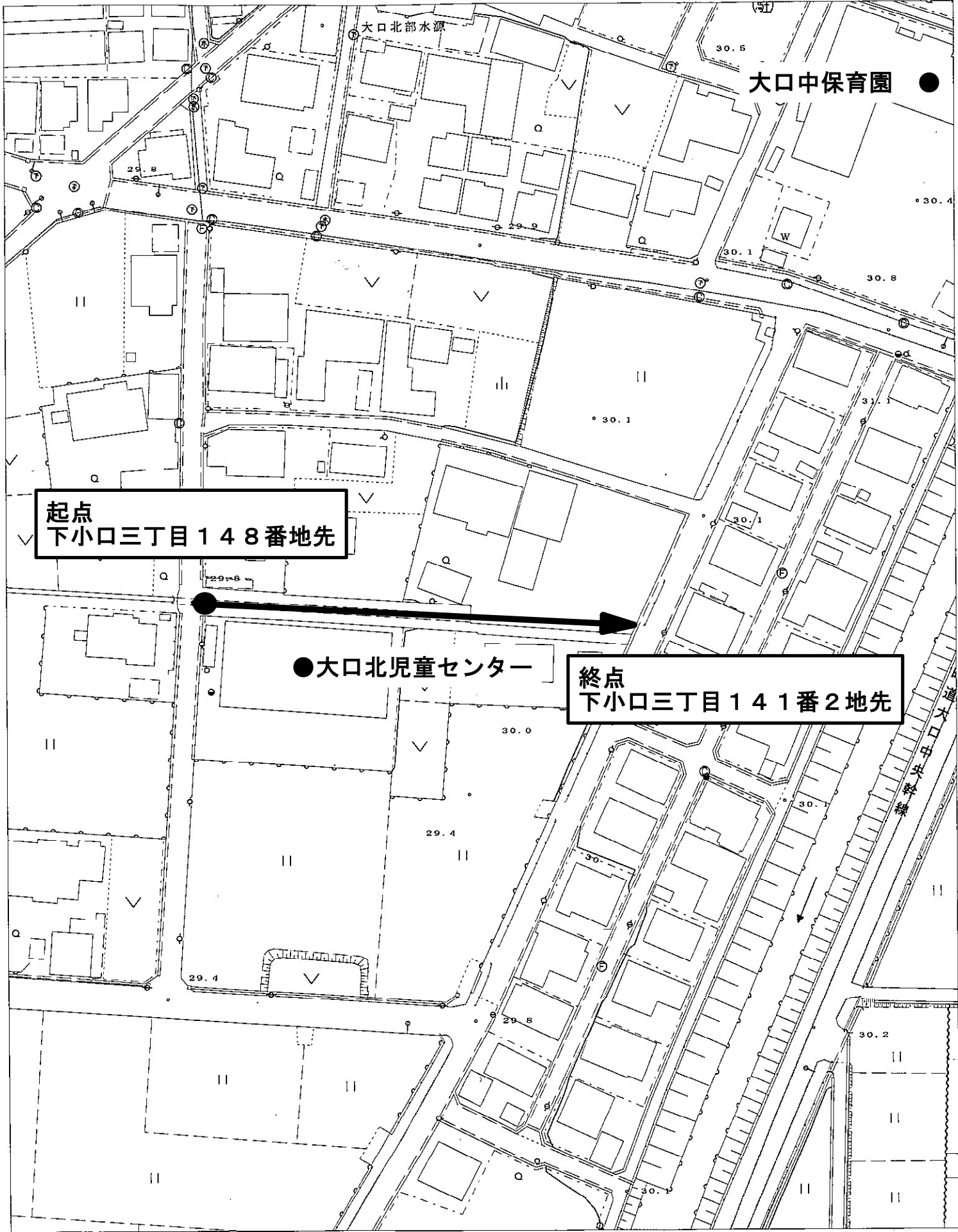
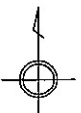
令和 4 年 3 月 29 日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域決定

路線番号	路 線 名	区 間	敷地幅員	延長
8 6 0	町道 下小口 1 6 0 号線	下小口三丁目 1 4 8 番地先 から 下小口三丁目 1 4 1 番 2 地 先まで	5 . 9 m ~ 6 . 0 m	8 9 . 0 m

町道の区域決定 町道下小口160号線 位置図



1:1,000

